

医政地発 1106 第 1 号
令和元年 11 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び
眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知について

今般、「放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び放射線業務における眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知について」（令和元年 11 月 1 日付け基安発 1101 第 1 号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知）が発出され、関係事業者に対し、放射線障害防止の基本原則に則った法令の遵守の徹底について周知が図られたところです。貴職におかれましては、当該通知の内容を御了知いただくとともに、貴管下医療機関に対し、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定に関する医療法関係法令の遵守の徹底について引き続き指導いただき、また、特に下記の事項について、周知徹底していただきますようお願い申し上げます。また、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施に当たっても、医療法関係法令の遵守が徹底されているかご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 現在実施している外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 18 第 1 項に規定する放射線診療従事者等に対して適切に実施しているか確認すること。
- 2 現在実施している外部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項第 2 号に基づき、放射線測定器を適切な位置に装着して実施しているか確認すること。